

NZYM-RO 株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼに係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「NZYM-RO 株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼ」については、平成27年2月20日付けで遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請を受理したことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、6- α -グルカノトランスフェラーゼを製造するため、*Bacillus subtilis* JA1343 株を宿主とし、*Bacillus amyloliquefaciens* WR28 株由来の改変プロモーター、*Bacillus thuringiensis subsp. tenebrionis* DSM5526 株由来のプロモーター及び *cryIII A* mRNA 安定化配列、*Rhodothermus obamensis* JCM 9785 株由来の改変6- α -グルカノトランスフェラーゼ遺伝子及び *Bacillus clausii* PP159 株由来のターミネーターを導入して得られた NZYM-RO 株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼである。

なお、NZYM-RO 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来の6- α -グルカノトランスフェラーゼと比較して、利用目的や利用方法に関して相違はない。

(参考)

6- α -グルカノトランスフェラーゼは、アミロース、アミロペクチン等の α -1,4-D-グルコシド結合を切断し、 α -1,6-D-グルコシド結合を形成する反応を触媒する酵素である。